

## 福祉車両のよくある要望に関するご質問

質問	回答
2026年3月1日に開業予定の特別養護老人ホームです。現在建物建築中で開業前ですが、福祉車両申込の対象になりますか。	要望申請の時点で施設があり、運用していることが補助の対象の条件になります。
「同一事業において国又は他の団体（他の公営競技や宝くじ、その他民間助成団体）からの補助を受けている者」は対象外となっていますが、2025年度の他の助成金と併せての申請は可能でしょうか。	他の民間助成団体の補助車両とは別の車両であれば同一事業としてみなしませんので申請可能です。
医療法人の運営するデイサービスの送迎時に使用する福祉車両を申請することは可能でしょうか？	補助の対象は、NPO法人、財団法人・社団法人・社会福祉法人等です。 医療法第39条に規定されている医療法人（医療法人社団・医療法人財団）は補助の対象者ではありません。
福祉車両は中古車もしくは新古車で購入するものは補助の対象になりますか。リースは補助の対象外でしょうか。	新車購入に限り補助対象です。中古車、新古車は補助の対象外になります。またリースも補助の対象外になります。
2025年度申請のために販売店に車両の見積りを依頼したところ、モデルチェンジが決まっており、見積書を作ることができなくなりました。今回頂いた見積りの車両を翌年度発注する際に、販売終了していたりする場合、金額が変更されていたりする可能性もあるかと思えます。その場合は大きく車両や金額が変更されなければ、似たような車両でも問題ないと考えてよろしいでしょうか？	福祉車両については種類、排気量で補助金の上限が設定されていますので、その中で該当する車種を記載してください。また、要望申請時は補助金の上限額での申請になりますので見積書の提出は必要ありません。
「有償で使用する車両は対象となりません。無償で輸送するために使用する車両が対象となります。」とありますが、通所介護事業所（デイサービス）の送迎車両の場合で、介護報酬の送迎加算を算定している場合は有償の使用にあたり、補助の対象外になりますか？	介護報酬の送迎加算を算定している場合については有償とはみなしませんので補助の対象となります。
NPO法人で保育園を運営しております。園児の送迎車両は補助の対象となりますか？	送迎車両につきましては、「社会福祉施設利用者は無償で輸送するために使用する車両」が補助の対象となります。 詳細については補助方針32ページをご確認ください。
福祉車両は法人で土地、建物を所有していない場合は補助の対象にならないのでしょうか。	福祉車両については土地、建物を所有していない場合でも補助の対象となります。
要望申請のときに福祉車両の見積書の提出は必要ですか。	見積書の提出は必要ありません。
福祉車両の事業経費表の作成について入力の方法がわかりません ダウンロードした「事業経費表」の④補助対象経費の欄に見積り金額を入力すると補助金、自己負担金が自動計算されると思っているのですが、④補助対象経費の欄に数字が入力できません。	事業経費表については見積り金額を入力する必要はありません。 ①種類、②排気量、③車種類、④補助対象経費の順に入力してください。 算出された金額が自動入力されるようになります。
福祉車両（移送車4）に「ワゴンタイプに限る」とあります。フリードやセレナといった7人乗り以上のミニバンも申請可能でしょうか。	「移送車4」につきましては、7人乗り以上のミニバンも対象となります。
法人内にある2つの事業所がそれぞれ「福祉車両」と「福祉機器」を申請しても良いものなのでしょうか？また「福祉車両」を複数申請しても良いのでしょうか？	「福祉車両」と「福祉機器」2つの要望申請は可能です。 「福祉車両」の複数申請も可能です。
2025年度福祉車両の補助事業の申請をすすめています。ホームページの条件について教えてください。2024年の9月中旬にホームページを立ち上げ、事業所の活動を広く宣伝していく予定です。これで申請条件を満たしていますか。	自らのホームページ（SNSは除く）で活動状況等を持続的に情報発信していない場合は補助の対象外となります。 2024年9月中旬にホームページを立ち上げていただいた後、持続的に情報発信していただければ補助の対象となる条件は満たします。
基本情報3の「競輪」か「オートレース」いずれの補助金での実施を希望するのは、どのような基準で選択すれば良いですか？	競輪・オートレースいずれを選んで要望されても、審査対象として同様に扱われますので、選択していただく基準というものはございません。貴法人様の馴染みがある方を選択していただいても結構です。 ただし、こちらの都合で変更する場合がございますので、ご承知おきください。